

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中富良野町の総人口は、1955年（昭和30年）の11,105人をピークに減少傾向にあり、2010年（平成22年）時点では5,477人となっている。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によると、2040年時点では3,901人となっており、ピーク時の1/3程度（35.1%）となっている。

年齢3区分別の推移を見ると、生産年齢人口、年少人口ともに1955年（昭和30年）がピークとなり、その後減少傾向となっている。一方、老年人口は一貫した増加傾向にあるが、2020年以降は漸減傾向となることが予想されている。将来の総人口を検討する場合、2060年までに生産年齢人口が現在と比べ半減する点に留意する必要がある。

男女別の産業人口をみると、男性、女性ともに農業の就業者が非常に多くなっており、中富良野町は農業中心の町であるといえる。その他、男性では公務、建設業、卸売業・小売業の順になっている。女性では、医療・福祉、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の順になっている。

中富良野町におけるもう一つの主要産業である「観光」については、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

以上、いずれの産業も域内の事業者が中小企業者であり、共通の課題として、設備の導入・更新による生産性の向上があげられる。

#### (2) 目標

中富良野町としては、地域経済全体の付加価値額の向上による地域活性化を図るため、各産業における先端的な設備の導入や老朽化した設備の更新を促すこととしており、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

中富良野町は、農業や観光を主力としたサービス業、商工業などにおいて生産性の高い設備への更新が課題となっており、様々なケースに対応すべく、本計画にお

いて対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

中富良野町における農業及び商工業の事業者は、全町的に存在するため、中富良野町内全域を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

中富良野町の産業構造を付加価値額で見ると、卸売業・小売業が1,120百万円、農業・林業が717百万円、製造業が321百万円と続き、その3つで付加価値総額2,710百万円の79.63%を占めている状況にあるが、中富良野町では地域経済全体の付加価値額の向上による地域活性化を図るため、全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。